

様式第2号(第10条関係)

会議結果のお知らせ

- 1 開催した会議の名称 令和4年度第1回佐伯市公民館運営審議会
- 2 開催日時 令和4年8月4日(木) 10時00分から11時45分まで
- 3 開催場所 佐伯教育市民ホール まな美 3F 第1市民活動室(301)
- 4 出席者 委員: 牧野 昂吉、三浦 真実、菅 正人、谷川 武、三重野 進  
鍵谷 チヅ子、後藤 妙子、内田 敦子、森田 昌子、尾崎 紀美子  
川野 敦子、田北 文恵、泥谷 宇佐夫、織戸 靖、佐藤 敏博  
15名(19名中)  
市職員: コミュニティ創生課 安藤課長、工藤総括主幹  
社会教育課、宮田課長、戸高総括主幹
- 5 公開、非公開の別 公開
- 6 傍聴人数 0人
- 7 議題及び結果
  - (1) コミュニティセンター化の進捗について  
(報告)「新たな地域コミュニティの構築について(経過報告)」
    - ・市の押し付け施策ではなく、地域の方に判断をしていただいて、地域の方と歩みを進めていく。
    - ・取組地域のセンター化、次のモデル地域の選定を公運審や社会教育委員に報告しながら丁寧に進めていきたい。
  - (2) 令和4年度の公民館事業(社会教育事業)の取組について  
(報告)生涯学習推進計画  
「さいき”まなび”プラン2017」6年目の中間期、前期の検証と後期の計画を行っている。①学ぶ意欲を支える社会教育施設の整備と活用、②情報化社会に対応し、力強く生きるための学習機会の提供、③「地域協育」・「地域協働」の推進、④子ども・若者に生きる喜びを伝える、⑤地域における人権教育の推進、この5つの主要課題を軸に事業をすすめている。  
コミセン化した4か所も社会教育拠点の継続、社会教育推進を行っている。

## 8 審議の内容

### (質問)

- ① コミュニティ取組メリット、デメリットを知りたい。
- ② 公民館とコミセンの条例の違いを示してほしい。
- ③ 公民館長の位置づけは、どうなるのか。
- ④ コミュニティ創生課は、全部のセンター化ができたらなくなるのか。

### (回答)

- ① メリット 物販(営利目的使用)等幅広く利用できる。宇目地域では、地域ニーズがあった民間の学習塾の展開を始めた。  
デメリット 頭でっかちの絵に描いた餅の組織ができれば失敗に終わる。
- ② 地区公民館条例からコミュニティセンター条例へ移行し、今は、二つの条例がある。  
センター条例でも、社会教育事業を実施できるとあって、公民館の質を落とさずに使用できる条例になっている。センター化しても営利目的の利用が占有して、社会教育の利用ができなくなることをないように配慮している。
- ③ センター長は、新たな組織の事務局を担う。人選については、適した方の採用を考えている。
- ④ コミュニティ創生課は、組織を作りながら運営を安定させていく専門の部署、形が変わっていくことはあるかもしれないが、役目が終わるまでは市がサポートしていく。20年先も支援を考えている。

## 9 会議の資料名一覧

新たな地域コミュニティの構築について(経過報告)

令和4年度生涯学習推進計画

令和4年度版公民館講座・教室一覧

公民館運営審議会の今後(方向性)について

## 10 問い合わせ先

担当課 教育委員会 社会教育課

電話番号 22-3245(直通)